

大分県立看護科学大学における内部質保証に関する規程

令和5年3月16日

規程第 129 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学学則第10条の規定に基づき、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）が行う各点検・評価における内部質保証の実現のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部質保証 教育活動、研究活動、組織運営活動、社会貢献その他の活動（以下「教育研究活動等」という。）について、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことにより、本学の目的及び使命の達成に寄与するとともに、社会への説明責任を果たす仕組みをいう。
- (2) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づき、本学が自らの教育研究活動等に対して行う実施する点検及び評価をいう。
- (3) 全学的な点検・評価 前号に定める点検及び評価のうち、公立大学法人大分県立看護科学大学各種委員会規程第2条に定める大分県立看護科学大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）が行う点検・評価をいう。
- (4) 全学最終評価 第2号に定める自己点検・評価のうち、全学的な点検・評価に対する大分県立看護科学大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）が行う総括的な評価をいう。
- (5) 認証評価 学校教育法第109条第2項及び第3項に基づき、文部科学大臣が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という。）が実施する評価をいう。

- (6) 公立大学法人評価 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2に基づき、大分県地方独立行政法人評価委員会が実施する見込評価及び期間実績評価をいう。
- (7) 改善活動 前3号の評価結果を活用した教育研究活動等の改善・向上のための検討及び取組み並びに指示をいう。

（内部質保証の原則）

第3条 本学における内部質保証は、自己点検・評価、認証評価及び公立大学法人評価並びにそれらの改善活動の実施によりPDCAサイクルを確保するものとする。

（内部質保証の実施体制）

第4条 内部質保証の統括的な責任者は、学長とする。

- 2 全学的な点検・評価については、内部質保証推進会議の指示に基づく自己点検・評価委員会の依頼により、公立大学法人大分県立看護科学大学の組織に関する規程に定める委員会及び事務組織（以下「部局等」という。）が点検・評価素案を作成し、自己点検・評価委員会が部局等の点検・評価素案に基づき、委員会評価案を作成するものとする。
- 3 自己点検・評価委員会は、前項に定める委員会評価案を内部質保証推進会議に報告しなければならない。
- 4 全学最終評価は、前項の報告を基に内部質保証推進会議が行うものとする。
- 5 認証評価及び公立大学法人評価は、次のとおり実施し、内部質保証推進会議の指示により自己点検・評価委員会が行い、内部質保証推進会議が評価原案を承認する。
 - (1) 認証評価は、地方独立行政法人法第78条に定める中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）等を踏まえ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間内に、認証評価機関が定める基準等により実施する。
 - (2) 公立大学法人評価のうち、見込評価にあつては、中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度の終了時に、期間実績評価あつては、中期目標

の期間の最後の事業年度の終了時に、大分県地方独立行政法人評価委員会の定めるところにより実施する。

- 6 本学の改善活動は、内部質保証推進会議の指示に基づく自己点検・評価委員会の依頼により、部局等が行うものとする。
- 7 内部質保証推進会議及び自己点検・評価委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、内部質保証の実現に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月18日から施行する。